

### 令和三年デジタル庁令第五号

デジタル庁所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関するデジタル庁令  
二十二年法律第二百二十九号)第五条第一項の規定に基づき、デジタル庁所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関するデジタル庁令を次のように定める。

#### (通則)

**第一条** 物品の無償貸付及び譲与等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十九号)第二条第一号から第三号まで及び第五号の二並びに第三条第一号及び第三号から第五号までの規定によるデジタル庁所管に属する物品(以下「物品」という。)の無償貸付又は譲与については、別に定めるものほか、この庁令の定めるところによる。

#### (無償貸付)

**第二条** 内閣総理大臣又はその委任を受けた者(以下「大臣等」という。)は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる物品を無償で貸し付けることができる。

一 デジタル庁の所掌に係る事務又は事業に関する施策の普及又は宣伝を目的として、印刷物、写真、映写用器材、フィルム、標本用物

品若しくは機械器具その他これらに準ずる物

品(以下「機械器具等」という。)を地方公共団体その他当該目的を達成するため適當と認められる者に貸し付けるとき。

二 デジタル庁の所掌に係る事務又は事業に関する施策の普及又は宣伝を目的として、印刷物、写真、映写用器材、フィルム、標本用物

品若しくは機械器具その他これらに準ずる物

品(以下「機械器具等」という。)を地方公共団体その他當該目的を達成するため適當と認められる者に貸し付けるとき。

三 教育のため必要な機械器具等を地方公共団体その他當該目的を達成するため適當と認められる者に貸し付けるとき。

四 デジタル庁の委託する試験、研究若しくは調査(以下「試験研究等」という。)又は補助金の交付の対象となる試験研究等のため必要な機械器具等をその当該試験研究等を行う者に貸し付けるとき。

五 デジタル庁の委託を受けて試験研究等を行つた公益法人(公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第二条第三号に規定する公益法人をいう。以下この号において同じ。)が、その後、引き続き当該試験研究等(当該試験研

究等に関連する試験研究等を含む。)を行う場合において、当該試験研究等を促進することを適当と認めて、当該公益法人に対し、機械器具等を貸し付けるとき。

六 災害による被害者の他の者で応急救助を要するものの用に供するため寝具その他の生活必需品を貸し付け、又は災害の応急復旧を行ふ者に対し、当該復旧のため必要な機械器具を貸し付けるとき。

#### (貸付期間)

**第三条** 物品の貸付期間は、大臣等が特に必要と認める場合を除き、一年を超えることができない。

#### (貸付条件)

**第四条** 大臣等は、第二条の規定により物品を貸し付ける場合には、次の各号に掲げる条件を付さなければならぬ。

一 貸付物品の引渡し、維持、修理及び返納に要する費用(大臣等が貸付けの性質により、これらの費用を借受人に負担させることができないとした場合を除く。)は、借受人において負担すること。

二 貸付物品は、善良な管理者の注意をもつて管理し、その効率的使用に努めること。

三 貸付物品について修繕、改造その他の物品の現状を変更しようとするときは、あらかじめ大臣等の承認を受けること。ただし、軽微な修繕については、この限りでない。

四 貸付物品に投じた改良費等の有益費を請求しないこと。

五 貸付物品は、転貸し、又は担保に供しないこと。

六 貸付物品に投じた改良費等の有益費を請求しないこと。

七 その他参考となる事項

#### (無償貸付の承認)

**第六条** 大臣等は、前条の規定による無償貸付の申請書を受理したときは当該書類を審査し、貸付けを承認する場合は次の各号に掲げる事項を記載した承認書を交付し、貸付けを承認しない場合はその旨を記載した通知書により申請者に通知するものとする。

一 貸付物品の品名及び数量

二 貸付期間

三 貸付目的

四 貸付期日及び引渡場所

五 使用場所

六 収納期日及び返納場所

七 貸付条件

#### (借受書)

**第七条** 大臣等は、貸付物品の引渡しをするときは、当該物品の借受人から、次の各号に掲げる事項を記載した借受書を提出させなければならない。

一 借受物品の品名及び数量

二 借受期間

三 返納期日及び返納場所

その指示に従うこと。この場合において、そ

の原因が天災、火災又は盗難に係るものであるときは、亡失又は損傷の事実を証する関係官公署の発行する証明書を当該報告書に添付すること。

十二 大臣等が、貸付物品について、必要に応じて実地調査を行い、若しくは所要の報告を求め、又は当該物品の維持、管理及び返納に関する必要な指示をするときは、これに応ずること。

十三 大臣等は、前項各号に掲げる条件のほか、必要と認める条件を付することができる。

**第五条** 大臣等は、第二条の規定による物品の貸付を受けようとする者から、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出させなければならない。

一 申請者の氏名(法人にあつては、その名称、法人番号及び代表者の氏名)及び住所

二 借り受けようとする物品の品名及び数量

三 使用目的及び使用場所

四 借受けを必要とする理由

五 借受希望期間

六 使用計画

七 その他参考となる事項

#### (譲与)

**第六条** 大臣等は、前条の規定による無償貸付の申請書を受理したときは当該書類を審査し、貸付けを承認する場合は次の各号に掲げる事項を記載した承認書を交付し、貸付けを承認しない場合はその旨を記載した通知書により申請者に通知するものとする。

一 貸付物品の品名及び数量

二 貸付期間

三 貸付目的

四 貸付期日及び引渡場所

五 使用場所

六 収納期日及び返納場所

七 貸付条件

#### (譲与の申請)

**第七条** 大臣等は、貸付物品の引渡しをするときは、当該物品の借受人から、次の各号に掲げる事項を記載した借受書を提出させなければならない。

一 申請者の氏名(法人にあつては、その名称、法人番号及び代表者の氏名)及び住所

二 譲与を受けようとする物品の品名及び数量

三 譲与を必要とする理由

#### (譲与の承認)

**第八条** 大臣等は、前条の規定による譲与の申請書を受理したときは当該書類を審査し、譲与を承認する場合は次の各号に掲げる事項を記載した承認書を交付し、譲与を承認しない場合は

(貸付条件に従うこと)  
(貸付物品の亡失又は損傷)  
(借受人の責に帰すべき理由によるものであるときは、借受人にその負担において補てんさせ、若しくは修理させ、又はその損害を弁償させなければならない)。

その旨を記載した通知書により申請者に通知するものとする。

一 謙与物品の品名及び数量

二 謙与目的

三 謙与期日及び引渡場所

四 謙与に際して条件を付す必要があると認めるとときは、その条件

(受領書)

**第十二条** 大臣等は、物品を謙与するときは、当該物品の謙受人から次の各号に掲げる事項を記載した受領書を提出させなければならない。ただし、大臣等が、その必要がないと認めるときは、謙受人から受領書を徴しないことができる。

一 謙与物品の品名及び数量

二 謙与条件に従う旨

附 則

この府令は、令和三年九月一日から施行する。